平成２４年（フ）第２３５４号
福岡市東区香椎浜２丁目７番２―1307号
債務者　小山田　勲
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４０５号
福岡県太宰府市朱雀２丁目５番41―306号
債務者　蓮池　教造
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４０９号
福岡市南区弥永３丁目13番11―101号
債務者　伊藤　由美
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４２５号
福岡市西区愛宕１丁目12番９号
債務者　泉沢　美雪
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４７３号
福岡県春日市下白水北５丁目93番地サンシティ春日パークサイド502号
債務者　法川　憲二
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４８２号
福岡県春日市春日３丁目118番地１
債務者　山下　博司
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５１７号
福岡市南区筑紫丘２丁目22番７―105号
債務者　坂本　一恵
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３２号
福岡市博多区冷泉町６番35―606号
債務者　堀　　喜久
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３７９号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷2870番地２
債務者　松野　美穂
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４９２号
大分県津久見市大字日見1442番の２番地
債務者　丸木　智由
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８号
大分市大字永興161番地の３ソラリア・コルテ1004
債務者　清水　浩二
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３号
北海道苫小牧市日の出町１丁目４番31号　歌登荘２階右
債務者　栗本　　惣
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第９０９号
仙台市泉区加茂４丁目31番地の７
債務者　阿部千彌司
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９１０号
仙台市泉区加茂４丁目31番地の７
債務者　阿部　弘子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９３５号
宮城県多賀城市下馬５丁目６番26号　ドリームげばＢ２号、従前の住所福島県西白河郡矢吹町東郷128番地26
債務者　橋本　紀子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２３号
仙台市泉区南光台南１丁目26番23号　パナハイツＮＦ101
債務者　高田　瑞枝
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３１６号
埼玉県春日部市備後東３丁目24番13号　コーポ朝倉102号
債務者　坂巻　良江
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部